

大和市告示第68号

大和市家庭用AED購入費助成要綱を次のように定める。

令和2年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市家庭用AED購入費助成要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市民が自宅において心疾患等による心停止その他重篤な状態に陥った場合に迅速な救命処置ができるよう、家庭用AEDを購入する市民に対し、予算の範囲内においてその費用の一部を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象となる者（以下「対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 自宅に設置する目的のために、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条に規定する高度管理医療機器の販売業の許可を受けた者が販売する非医療従事者向け自動体外式除細動器（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第2条第5項から第7項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（平成16年厚生労働省告示第298号）別表第1、818に掲げる非医療従事者向け自動除細動器に限る。）その他市長が認める付属品（以下「AED等」という。）を令和2年4月1日以後に購入したこと。
- (2) 単身世帯でないこと（市長が別に定める場合を除く。）。
- (3) 第4条の規定による申請を行う日において、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記録された日から起算して1年以上経過していること。
- (4) 本人及びその属する世帯の世帯員がいずれも本市の市税等の滞納がないこと（ただし、分割等納付を行い、又は分割納付誓約書を提出している場合を除く。）。
- (5) 本人及びその属する世帯の世帯員のうち、最も所得の多い者の市町村民税（地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税をいい、同法の規定による特別区民税を含む。）の所得割（同法第292条第1項第2号に規定する所得割（ただし、この所得割を計算する場合には、同法第314条の7から第314条の9まで、附則第5条第3項、附則第5条の4第6項及び附則第5条の4の2第6項の規定は適用しないものとする。）をいう。）の額が460,000円未満であること。

(6) 本人又はその属する世帯の世帯員が救命講習（応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱（平成5年3月30日付け消防救第41号消防庁次長通知別紙）に基づき実施される住民に対する応急手当の普及講習又はこれに類する講習をいう。以下同じ。）を受講したことがあること。

（助成額）

第3条 助成の額は、AED等の購入に要した費用に相当する額（当該AED等の購入に要する費用に係る他の助成等を受けた場合にあつては、当該費用から当該助成等の額を控除して得た額）に3分の1を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は50,000円のいずれか低い方の額とする。

2 助成は、1世帯につき1回かつ1個分に限るものとする。

（交付申請）

第4条 助成を受けようとする者は、AED等を購入した日の翌日から起算して1年以内に、大和市家庭用AED購入費助成金交付申請書に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 照会同意書

(2) AED等の購入に係る領収書

(3) 申請者又はその属する世帯の世帯員が救命講習を受講したことを証する書類

(4) その他市長が必要があると認める書類

（交付決定等）

第5条 市長は、前条の規定による申請があつたときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、交付するときは大和市家庭用AED購入費助成金交付決定通知書により、交付しないときは大和市家庭用AED購入費助成金不交付決定通知書により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、この要綱による助成事業を適正に推進するため、前項の規定による交付決定を受けた者に対し、AED等を常時使用できるようにするための日常点検を実施し、消耗品の交換その他適正な管理を行う旨の指示事項を付することができる。

（請求及び交付）

第6条 前条第1項の規定により交付決定の通知を受けた者は、速やかに大和市家庭用AED購入費助成金交付請求書を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の規定による請求があつたときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（暴力団等の排除）

第7条 市長は、大和市暴力団排除条例（平成23年大和市条例第4号）第8条の規定により、こ

の要綱による助成事業から暴力団を排除するため、神奈川県警察本部（警察法（昭和29年法律第162号）第47条第1項の規定により神奈川県に置かれた警察本部をいう。）に、第4条の規定による申請をした者が暴力団又は暴力団員（以下「暴力団等」という。）に該当するかどうかの照会を行うことができる。

2 市長は、前項の照会により暴力団等に該当することが判明したときは、第5条第1項の規定による助成金の交付決定を行わない。

（助成金の返還）

第8条 市長は、偽りその他の不正の手段により助成金の交付を受け、又は受けようとした者があるときは、助成金の交付決定を取り消し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができる。

（様式）

第9条 この要綱で使用する様式は、別表に掲げるとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

## 別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市家庭用AED購入費助成金交付申請書	第4条
第2号様式	照会同意書	第4条
第3号様式	大和市家庭用AED購入費助成金交付決定通知書	第5条
第4号様式	大和市家庭用AED購入費助成金不交付決定通知書	第5条
第5号様式	大和市家庭用AED購入費助成金交付請求書	第6条